

焼津市市民課窓口用封筒広告掲載に関する運用基準

平成 22 年 2 月 5 日制定

第 1 趣旨

この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成 22 年焼津市告示第 24 号。以下「要綱」という。）に基づき、焼津市市民課が発行する各種証明書類を入れるための窓口用封筒（以下「封筒」という。）に広告を掲載するために必要な事項を定めるものとする。

第 2 掲載広告の基準等

要綱第 3 条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は認めない。また、封筒に掲載する広告は、要綱第 4 条第 1 項各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反している事業者
- (2) 市税を滞納している者

第 3 広告の規格及び位置等

- (1) 広告枠の大きさは、縦 60mm×横 70mm の長方形とし、封筒表面に 4 枠、裏面に 6 枠の合計 10 枠掲載するものとする。
- (2) 表示の色は単色とする。
- (3) 広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。
- (4) 広告を掲載するに当たり、次の文章を表示する。

※広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。

第 4 封筒の作成枚数及び広告掲載期間

- (1) 封筒の作成枚数
作成枚数は、50,000 枚とする。
- (2) 広告の掲載期間については、封筒を作成した翌年度 1 年間とする。

第 5 広告掲載料

広告掲載料は、1 枠につき 25,000 円とする。

第 6 掲載の申込み

広告の掲載を希望する者は、焼津市市民課窓口用封筒広告掲載申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長が定める期間内に申し込まなければならない。

- ア 掲載する広告の内容を写した原稿
- イ 同意書（第 2 号様式）

第 7 広告掲載及び掲載位置の決定

広告掲載は、焼津市広告掲載審査委員会の審査を経た上で決定するものとする。また、応募件数が募集件数を超えたときは、市内業者を優先し、さらに超える場合

は、抽選により決定するものとする。

掲載位置は、公開抽選会により決定し、焼津市市民課窓口用封筒広告掲載決定通知書（第3号様式）（以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

第8 掲載の実施の手続き等

広告掲載の決定を受けた者は、決定通知書に記載された納付期限までに掲載料を納入し、原稿を市長に提出しなければならない。市長は内容確認の上、提出された原稿により封筒に掲載することとする。その手続き等については、要綱第7条のとおりとする。

第9 その他の事項

その他不明の事項については、その都度焼津市と協議して決定するものとする。

附 則

この運用基準は、制定の日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成24年1月17日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成26年2月19日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和元年10月8日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。